

事業名	本庁舎空調設備更新事業	整理番号	5101-010
所管	総務部 総務課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成26年度～平成33年度	根拠法令・要綱等	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
基本計画における位置づけ	施策番号: 5-1-1	施策名:	新・省エネルギーの導入推進
	関連施策: 5-1-3	施策名:	温暖化防止の推進
個別計画での位置づけ	御殿場市環境基本計画・御殿場市地域省エネルギービジョン・御殿場地球温暖化対策実行計画		

●事業の内容

目的	現在本庁舎で使用している空調設備の多くは平成7年度により設置したものであり、耐用年数を超えて使用しているため、電気の使用量が多く、修繕にもコストがかかっている。また、機器に使用されている代替フロン(r22)はオゾン層の破壊の原因となることにより利用が出来なくなるため、機器を更新する。
対象	職員及び市民
手段	フロアごとに実施し、工事は既存の配管を利用して室内機及び室外機を入れ替える必要最小限のものとする。
成果	空調設備の更新により、代替フロン(r22)使用の機器がなくなる。 また、最新機器にすることにより、消費電力及び温室効果ガス排出量が削減される。

事業の背景・住民の意向の反映	エアコンの耐用年数は15年程度であるが、それを超えて使用しているため電気の使用量及び修繕料の増加原因となっている。また、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律により、代替フロン(r22)は2020年以降ほとんど生産ができなくなるため、r22を使用しないエアコンへの設備更新が求められた。
----------------	--

見直し改善の経過	
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

60,000

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		1階富士山側の空調設備更新	1階箱根側の空調設備更新	1階情報公開コーナー、第5会議室等の空調設備更新	
事業費		7,000	5,000	6,000	18,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	7,000	5,000	6,000	18,000

事業名	地区集会施設整備事業(太陽光発電システム設置)	整理番号	5101-020
所管	市民部 市民協働課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成22年度～	根拠法令・要綱等	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-1-1	施策名: 新・省エネルギーの導入推進
	関連施策:	4-2-5	施策名: 自治会等の自主的な活動の支援と地区集会施設の整備
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	地域活動の安全、安心な活動拠点の確保・整備を進め、区の自治振興の推進を図る。
対象	地区集会施設
手段	地区集会施設へ太陽光発電システムを設置する際、国の補助金を活用して支援を行う。
成果	地区集会施設における維持管理費の負担軽減及び緊急時の非常用電源確保が図られる。

事業の背景・住民の意向の反映	耐震化等により、改修や建て替えに対する地元の機運が高い。また、東日本大震災以降震災が続いており、緊急時の対応に対する関心が高まっている。
----------------	--

見直し改善の経過	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の見直しにより、平成22年度から地区集会施設へ太陽光発電システム設置に対する補助が追加された。
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		地区集会施設1か所 (杉名沢区公民館)	地区集会施設1か所 (栢ノ木区公民館)	地区集会施設1か所 (神場区公民館)	
事業費		23,000	18,000	18,000	59,000
財源内訳	国補				0
	防衛	23,000	18,000	18,000	59,000
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	0	0	0	0

事業名	太陽光発電等新・省エネルギー機器設置費補助事業	整理番号	5101-030
所管	環境水道部 環境課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成18年度～	根拠法令・要綱等	御殿場市太陽光発電等新・省エネルギー機器設置事業補助金交付要綱
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-1-1	施策名: 新・省エネルギーの導入推進
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ	第二次御殿場市環境基本計画		

●事業の内容

目的	環境への負荷が少ない新・省エネルギー機器の導入を推進し、地球温暖化防止に寄与する。
対象	市内の自ら居住する住宅に太陽光発電システム、太陽熱高度利用システム、リチウムイオン蓄電池システム若しくは家庭用エネルギー管理システムを設置、又は同システムが設置された市内の新築住宅を購入する市民。並びに、給湯器を高効率給湯器(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器[エコキュート]、潜熱回収型給湯器[エコジョーズ・エコフィール]又は燃料電池給湯器[エネファーム])に付け替える市民。
手段	省エネ機器等の設置者にそれぞれ太陽光発電システム5万円、太陽熱高度利用システム2万円、CO2冷媒ヒートポンプ給湯器[エコキュート] 2万円、潜熱回収型給湯器[エコジョーズ・エコフィール] 1万円、燃料電池給湯器[エネファーム] 5万円、リチウムイオン蓄電池システム 5万円、家庭用エネルギー管理システム 1万円の補助金を交付する。
成果	市内の住宅に省エネ機器等の設置及び省エネ行動の実践を推進することにより、地域において環境負荷の低減と地球温暖化の防止に効果を発揮する。

事業の背景・住民の意向の反映	平成19年度2月策定の地域省エネルギービジョンの重点プロジェクトの一つとして、新・省エネ機器等の導入支援事業があり、市民アンケートにおいても補助制度の要望が強くあった。また、国の補助制度は高効率給湯器が平成22年度に、太陽光発電が平成25年度に終了しているが、市民満足度調査でも使ってみたい新・省エネ機器等にエコキュートが30%、太陽光発電が20%あり、今後も市民からの要望が見込まれるため新・省エネ機器等の導入推進施策の継続を図るもの。
----------------	---

見直し改善の経過	平成18年度から太陽光発電等に対する補助制度を実施、平成20年度から高効率給湯器の導入について補助制度を加え、総合的に省エネ機器等の導入促進を推進してきた。平成23年度は限られた予算の範囲内でより多くの市民が補助制度を活用できるように補助額の見直しを行った。平成28年度から補助対象機器の拡大・変更を行った。
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		太陽光発電システム 175基、太陽熱高度利用システム 10基、CO2冷媒ヒートポンプ給湯器 100基、潜熱回収型給湯器 95基、燃料電池給湯器 20基、リチウムイオン蓄電池システム 40基、家庭用エネルギー管理システム 50基	太陽光発電システム 175基、太陽熱高度利用システム 10基、CO2冷媒ヒートポンプ給湯器 100基、潜熱回収型給湯器 95基、燃料電池給湯器 20基、リチウムイオン蓄電池システム 40基、家庭用エネルギー管理システム 50基	太陽光発電システム 175基、太陽熱高度利用システム 10基、CO2冷媒ヒートポンプ給湯器 100基、潜熱回収型給湯器 95基、燃料電池給湯器 20基、リチウムイオン蓄電池システム 40基、家庭用エネルギー管理システム 50基	
	事業費	15,000	15,000	15,000	45,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	15,000	15,000	15,000	45,000

事業名	環境教育推進・自然環境保全啓発事業	整理番号	5203-010
所管	環境水道部 環境課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	～	根拠法令・要綱等	
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-2-3	施策名: 環境教育・環境学習の充実
	関連施策:	5-1-2	施策名: 環境負荷低減対策の教育・啓発
個別計画での位置づけ	第二次御殿場市環境基本計画		

●事業の内容

目的	自然保護や環境保全の推進、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、自然環境や環境問題等に関する知識や考え方を身に付け、環境の保全に貢献できる人材を育成する。
対象	市民、市内小中学生
手段	学校やNPO法人と協働したアース・キッズ事業(地球温暖化防止に関する学習と実践)やこども環境会議事業(御殿場の環境について考え、市長に提言を行う)、富士山の豆博士事業(富士山に関する学習)や富士山自然観察会、富士山自然誌リレーセミナー、トンボ池の保全事業、野鳥保護啓発事業等を実施する。
成果	市民や子ども達の自然保護や環境保全などに対する理解が深まるとともに、自然を大切にす意識が高まり、家庭や地域における環境保全につながる具体的な行動や取組が実践される。

事業の背景・住民の意向の反映	環境問題に対する正しい知識と対応力を備えた人材の育成が求められている。また、自然とのふれあい事業により、身近な自然保護や環境保全に関する意識を高め、行動に移していくことが重要である。
----------------	---

見直し改善の経過	広報紙などを活用し、各事業を広く市民に周知することにより、各事業の参加者を増やし自然保護や環境保全に率先して行動する人材を育成する。
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	こども環境会議事業 富士山豆博士事業(4校) 富士山自然観察会・セミナー等		こども環境会議事業 富士山豆博士事業(4校) 富士山自然観察会・セミナー等	こども環境会議事業 富士山豆博士事業(4校) 富士山自然観察会・セミナー等	
	事業費	2,000	2,000	2,000	6,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補	308	308	308	924
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他	600	600	600	1,800
	一般(投資)	1,092	1,092	1,092	3,276
				0	

事業名	農産物鳥獣被害防止対策モデル事業	整理番号	5204-010
所管	産業部 農政課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成28年度～	根拠法令・要綱等	
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-2-4	施策名: 野生鳥獣の適正な保護・管理
	関連施策:	1-3-1	施策名: 農業生産基盤の整備及び維持管理
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	鳥獣による農作物被害の予防対策に有効な方法を調査・研究して、防止対策の普及につなげる。
対象	市内全域
手段	鳥獣被害に対する個別対策や地域対策について、被害動物や地域特性にあった方法を調査研究し、モデル事業を実施する中で、対費用効果や有効性などについて評価し、その対策方法の普及を図る。
成果	より安価で、より簡便な対策の普及により鳥獣被害を減少させることで、営農意欲や生産効率が向上し、耕作放棄地対策にもつながる。

事業の背景・住民の意向の反映	鳥獣による農作物被害エリアは年々拡大している。農作物被害は、金銭的な損害だけでなく、農家の営農意欲にも影響を与えるため、より安価で有効な個別にできる対策が求められている。
----------------	---

見直し改善の経過	現在農地の鳥獣害対策として電気柵やワイヤーメッシュ柵等が有効であるとされているが、設置費用や維持管理が農家の負担となっている。個別対策、また、地域対策を考える中で、特性にあった安価で簡易な対策を調査・研究し、負担はあるが有効な対策である柵の設置と併せその普及を図ることで、営農意欲の向上につなげたい。
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		・対策の調査・研究、モデル事業の実施及び有効策の普及のためのPR活動 ・有効策の市独自の補助事業検討	・対策の調査・研究、有効策の普及のためのPR活動 ・有効策の市独自の補助事業実施	・対策の調査・研究、有効策の普及のためのPR活動 ・有効策の市独自の補助事業実施	
事業費		2,000	4,000	4,000	10,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰		2,000	2,000	4,000
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	2,000	2,000	2,000	6,000
					0

事業名	鳥獣被害防止対策事業	整理番号	5204-020
所管	産業部 農林整備課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成23年度～	根拠法令・要綱等	鳥獣被害防止特措法・鳥獣被害防止総合対策事業費補助交付要綱
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-2-4	施策名: 野生鳥獣の適正な保護・管理
	関連施策:	1-3-1	施策名: 農業生産基盤の整備及び維持管理
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	鳥獣による農林産物等の被害の予防及び鳥獣の捕獲等の対策を有効かつ適切に実施し、農林業の振興を図る。
対象	市内全域
手段	県の承認を受けた御殿場市鳥獣被害防止計画を基に御殿場市鳥獣被害防止対策協議会が捕獲の担い手の育成、狩猟免許取得の促進、防護柵の整備事業を行う。また、課題及び情報を共有するための地域研修会や勉強会を実施する。あわせて、平成27年度に猟友会内に御殿場市鳥獣被害防止隊を設置し捕獲対策に取り組んでいる。今後新たに鳥獣被害対策実施隊を設置し、より積極的な有害鳥獣捕獲を実施していく。
成果	御殿場市鳥獣被害防止対策協議会が取り組むことにより、市や鳥獣被害対策実施隊が一体となって鳥獣被害に取り組む体制が整い、集落単位の鳥獣被害に対する意識が高まり、被害の軽減が図られる。

事業の背景・住民の意向の反映	近年、鳥獣による農林産物等の被害は多く報告があり、特にシカによる水稻苗の被害が広がっている中で、農林産物の被害防止と有害鳥獣の捕獲頭数を増やしていくことは急務である。御殿場市鳥獣被害防止計画を基に被害対策の推進を図る。
----------------	---

見直し改善の経過	防止柵の設置等とともに被害が発生する可能性の高い箇所を重点的に対策を講じることにより、被害発生を予防する。猟友会内に御殿場市鳥獣被害防止隊を設置し、捕獲対策に取り組んでいる。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		鳥獣被害防止対策協議会が実施する侵入防止柵設置や有害鳥獣捕獲事業への報奨金交付及び猟友会への捕獲業務委託、鳥獣被害対策実施隊活動に対する日当	鳥獣被害防止対策協議会が実施する侵入防止柵設置や有害鳥獣捕獲事業への報奨金交付及び猟友会への捕獲業務委託、鳥獣被害対策実施隊活動に対する日当	鳥獣被害防止対策協議会が実施する侵入防止柵設置や有害鳥獣捕獲事業への報奨金交付及び猟友会への捕獲業務委託、鳥獣被害対策実施隊活動に対する日当	
事業費		16,000	16,000	16,000	48,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補	8,500	8,500	8,500	25,500
	市債				0
	財繰	2,000	2,000	2,000	6,000
	負担				0
	小山				0
	寄付	350	350	350	1,050
	その他				0
一般	5,150	5,150	5,150	15,450	
(投資)				0	

事業名	資源回収奨励事業	整理番号	5403-010
所管	環境水道部 環境課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成6年度～	根拠法令・要綱等	御殿場市資源回収奨励金交付要綱
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-4-3	施策名: リサイクル(再生利用)の推進
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ	資源循環型社会の構築		

●事業の内容

目的	廃棄物の資源化を推進するため。
対象	資源回収団体(自治会、婦人会やPTAの団体)
手段	御殿場市資源回収奨励金交付要綱により、回収した資源ごみ1kg当たり10円の奨励金を交付する。
成果	資源回収量が増加する。

事業の背景・住民の意向の反映	廃棄物の資源化を促進することにより、ごみ減量やリサイクルを推進する。
----------------	------------------------------------

見直し改善の経過	家庭ごみの出し方変更に伴い、ごみ減量や再資源化意識が高まり回収団体の活動が活発になることが見込まれる。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	資源回収奨励金事業	資源回収奨励金事業	資源回収奨励金事業	資源回収奨励金事業	
事業費		13,000	13,000	13,000	39,000
財 源 内 訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般	13,000	13,000	13,000	39,000
(投資)				0	

事業名	新資源物(金属類、小型家電、ペットボトル)及び危険ごみ収集事業	整理番号	5404-010
所管	環境水道部 リサイクル推進課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成27年度～	根拠法令・要綱等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-4-4	施策名: 適切な廃棄物分別・処理方式の確立
	関連施策:	5-4-3	施策名: リサイクル(再生利用)の推進
個別計画での位置づけ	一般廃棄物処理基本計画		

●事業の内容

目的	処理する廃棄物(ごみ)を減少させ、処理費の減少、最終処分場埋立地の延命化、資源化率の向上、及び市民の安全確保を図る。
対象	市民
手段	資源物(金属類、小型家電、ペットボトル)と危険ごみを、収集運搬及び処理する。
成果	不燃ごみのうち、金属類と小型家電を資源物として集積所よりコンテナ回収することで、市民が有料の指定ごみ袋の利用を少なくでき、ごみの減量化と資源化率の向上が図れる。また、拠点回収のみのペットボトルを集積所回収することにより、市民負担が軽減される。危険ごみ(スプレー缶)を穴開け不要で収集処理することにより、市民の穴あけ時の危険を回避できる。

事業の背景・住民の意向の反映	平成27年度より、広域行政組合焼却センター稼働に伴い、御殿場市と小山町のごみの分別区分及び排出方法の統一を図り、指定ごみ袋が有料化されたことから、市民の負担軽減と安全性の向上、ごみの減量化及び資源循環型社会の構築を図る必要がある。
----------------	---

見直し改善の経過	平成27年度より、指定ごみ袋の有料化に伴う市民への金銭的負担の増加抑制のため、拠点回収のみ実施だったペットボトルの集積所回収、危険ごみ(スプレー缶)の穴あけ不要回収処理による市民の安全確保を実施している。
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		資源物(金属類・小型家電・ペットボトル)及び危険ごみ(スプレー缶等)回収用コンテナ等配布委託、臨時職員賃金(2人)	資源物(金属類・小型家電・ペットボトル)及び危険ごみ(スプレー缶等)回収用コンテナ等配布委託、臨時職員賃金(2人)	資源物(金属類・小型家電・ペットボトル)及び危険ごみ(スプレー缶等)回収用コンテナ等配布委託、臨時職員賃金(2人)	
事業費		20,000	20,000	20,000	60,000
財 源 内 訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般	20,000	20,000	20,000	60,000
(投資)				0	

事業名	ごみ収集運搬業務委託事業	整理番号	5404-020
所管	環境水道部 リサイクル推進課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成10年度～	根拠法令・要綱等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-4-4	施策名:	適切な廃棄物分別・処理方式の確立
	関連施策:		施策名:	
個別計画での位置づけ	一般廃棄物処理基本計画			

●事業の内容

目的	ごみ及び資源物等の収集、処理、処分業務を円滑かつ効果的に行うため。
対象	市民
手段	可燃ごみ収集委託、資源物(古紙)収集委託、資源物(びん・缶)収集及びコンテナ配布委託、再資源化品拠点回収業務委託(ペットボトル 57か所・トレイ 56か所・廃蛍光管 18か所・発泡スチロール 1か所)を実施する。
成果	適正なごみ等の収集・運搬・処理体制を確立できる。

事業の背景・住民の意向の反映	衛生面や美観上から、家庭系の集積所ごみ等は、午前中に回収できる収集体制の構築を図り、市民へのサービスを確保する。
----------------	--

見直し改善の経過	平成17年度から3年を単位とする委託契約を実施していたが、受託業者が安定的で良好なサービスを継続的に履行できるように、平成26年度から可燃ごみ収集については5年間の委託契約とした。資源物等の委託は、新リサイクルセンター(仮)の新規稼働状況を考慮し検討する。
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	ごみ等収集・処理業務委託	ごみ等収集・処理業務委託	ごみ等収集・処理業務委託	ごみ等収集・処理業務委託	
	可燃ごみ収集、資源物(びん・缶・古紙)収集、びん・缶コンテナ配布、再資源化品拠点回収				
事業費	143,000	143,000	152,000	438,000	
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	143,000	143,000	152,000	438,000

事業名	高濃度PCB廃棄物処分事業	整理番号	5404-030
所管	総務部 総務課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成29年度～平成31年度	根拠法令・要綱等	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-4-4	施策名: 適切な廃棄物分別・処理方式の確立
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、平成39年3月31日までに処分を行うことが義務付けられているポリ塩化ビフェニル廃棄物(PCB廃棄物)の処分を行う。
対象	市民
手段	市役所庁舎保管のPCB廃棄物のうち、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)でのみ処理が可能である高濃度PCB廃棄物(安定器等)についてJESCOへ処分の委託を行う。
成果	平成39年3月31日までに処分が義務付けられているPCB廃棄物の中で、最も処理方法が限られている高濃度PCB廃棄物を処分することで、市民の健康の保護及び生活環境の保全が図られる。

事業の背景・住民の意向の反映	高濃度PCB廃棄物について、これまで処分方法が存在せず、市役所を含め各事業者がそれぞれPCB保管場所を定め、保管を行ってきたが、平成27年度よりJESCOにおいて処理することが可能となった。しかし、受け入れ期間が平成33年度までと限定されたため、それまでに処分を行うことが必要となった。
----------------	---

見直し改善の経過	
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

53,000

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	高濃度PCB廃棄物処分	高濃度PCB廃棄物処分	高濃度PCB廃棄物処分	高濃度PCB廃棄物処分	
事業費		16,000	15,000	22,000	53,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)		16,000	15,000	22,000
					0

事業名	有機資源循環推進事業	整理番号	5405-010
所管	環境水道部 リサイクル推進課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成20年度～	根拠法令・要綱等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-4-5	施策名: 廃棄物処理・リサイクル施設の整備
	関連施策:	5-4-4	施策名: 適切な廃棄物分別・処理方式の確立
個別計画での位置づけ	一般廃棄物処理基本計画		

●事業の内容

目的	ごみの減量化、資源化を推進することにより、資源循環型社会の形成を図る。
対象	市民及び事業所
手段	有機資源循環推進事業(生ごみ堆肥化事業)に伴う事業費として、御殿場市一般廃棄物処理事業協同組合に対して処理業務委託料として支出する。
成果	ごみの減量化、資源化を推進することにより、資源循環型社会の形成を図ることができる。また、生ごみの約80%が水分であることから、生ごみの収集量が増加すれば、可燃ごみ処理施設の負荷の軽減ができる。

事業の背景・住民の意向の反映	毎年増え続けるごみ処理経費を減少させる必要がある。特に可燃ごみの中で約20%を占める生ごみを減少させることは効果が大きい。
----------------	---

見直し改善の経過	平成23年度から本格稼働し、家庭系、事業系生ごみの回収量が増える中、予期せぬ臭気が発生したため、臭気対策として委託先と調整し、平成24年度に脱臭装置を設置した。また、臭気の原因となる動物性タンパク質(肉類)の搬入を控えており、処理量を600t→500tとする。臭気対策がクリアでき、安定した稼働が維持できれば生ごみ回収の回収エリアを拡大する予定。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	生ごみ収集・運搬処理業務委託				
	生ごみ収集・運搬処理業務委託				
事業費		25,000	25,000	26,000	76,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)		25,000	25,000	26,000
					0

事業名	生ごみ処理機等助成事業	整理番号	5406-010
所管	環境水道部 環境課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成元年度～	根拠法令・要綱等	御殿場市生ごみ処理機等購入事業補助金交付金交付要綱
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-4-6	施策名: ごみの減量と資源循環型社会の教育・普及・意識啓発
	関連施策:	5-4-4	施策名: 適切な廃棄物分別・処理方式の確立
個別計画での位置づけ	一般廃棄物処理基本計画		

●事業の内容

目的	ごみの減量化、資源化を推進するため。
対象	市民
手段	生ごみ処理機等の購入費の一部を補助する(生ごみ処理機 購入費の1/2以内、最大30,000円限度、生ごみ処理容器 購入費の1/2以内、最大4,000円限度、ダンボールコンポスト 2,650円)
成果	生ごみ処理容器等が普及し、可燃ごみの排出量の削減につながる。

事業の背景・住民の意向の反映	生ごみの水切り及び生ごみの堆肥化・減容化を推進することにより、可燃ごみ排出量の削減を図る。生ごみ処理容器等使用により悪臭等が軽減されている。平成26年度、市民からモニターを50名募集し、ダンボールコンポストの実用性を検証し、平成27年9月から、環境課と市内の量販店2店舗で販売を開始した。
----------------	--

見直し改善の経過	生ごみ処理機購入費補助金額について、購入費の2分の1以内で限度額50,000円となっていたが、平成23年度より補助限度額を30,000円に減額し、事業用生ごみ処理容器等の購入費補助制度については廃止とした。平成27年度よりダンボールコンポストも補助の対象とした。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	生ごみ処理機等助成事業補助基数	生ごみ処理機、処理容器 50基	生ごみ処理機、処理容器 50基	生ごみ処理機、処理容器 50基	
	・ダンボールコンポスト	270個	・ダンボールコンポスト 270個	・ダンボールコンポスト 270個	
事業費		2,000	2,000	2,000	6,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	2,000	2,000	2,000	6,000

事業名	上水道配水管布設等整備事業	整理番号	5504-010
所管	環境水道部 水道工務課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成23年度～平成33年度	根拠法令・要綱等	水道法
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-5-4	施策名: 水道水の安定供給
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ	御殿場市上水道事業第9期経営変更、御殿場市水道ビジョン		

●事業の内容

目的	水道水の安定供給を図る。
対象	全市民、全事業者(印野簡易水道を除く)
手段	導・送・配水管布設及び老朽(経年)管の更新、耐震管および耐震適合管の布設を行う。
成果	配水管の整備により、水道水の安定供給が図られる。

事業の背景・住民の意向の反映	平成19年度に策定した御殿場市水道ビジョン(平成19年度～平成28年度)を基に、平成23年度に静岡県知事の認可を受けた御殿場市上水事業第9期経営変更に基づき、配水量の安定化のため事業を実施する。
----------------	---

見直し改善の経過	給水人口の見直し、配水ブロック化、緊急時における水の確保を図るため、平成23年度に御殿場市上水道事業第9期経営変更の認可を受けた。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

3,789,660

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	配水管布設(替) L=5,000m		配水管布設(替) L=4,000m	配水管布設(替) L=4,000m	
	耐震管布設 L=200m		耐震管布設 L=1,000m	耐震管布設 L=1,000m	
	減圧弁設置 1基		減圧弁設置 1基	減圧弁設置 1基	
	送水管布設 L=200m		送水管布設 L=200m	送水管布設 L=200m	
	新東名他配水管布設替 L=2,000m		新東名他配水管布設替 L=2,400m	新東名他配水管布設替 L=2,400m	
事業費		395,000	497,000	497,000	1,389,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他	395,000	497,000	497,000	1,389,000
	一般(投資)	0	0	0	0

事業名	上水道配水池築造等整備事業	整理番号	5504-020
所管	環境水道部 水道工務課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成23年度～平成33年度	根拠法令・要綱等	水道法
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-5-4	施策名: 水道水の安定供給
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ	御殿場市上水道事業第9期経営変更、御殿場市水道ビジョン		

●事業の内容

目的	安定した配水量の確保を図る。
対象	全市民、全事業者(印野簡易水道を除く)
手段	配水場築造、水中ポンプ(取水施設)の更新、電気設備・滅菌機等の更新、自家発電機設備の整備等を行う。
成果	取水及び配水施設の整備により、水道水の安定供給が図られる。

事業の背景・住民の意向の反映	平成19年度に策定した御殿場市水道ビジョン(平成19年度～平成28年度)を基に、平成23年度に静岡県知事の認可を受けた御殿場市上水事業第9期経営変更に基づき、配水量の安定化のため事業を実施する。
----------------	---

見直し改善の経過	給水人口の見直し、配水ブロック化、緊急時における水の確保を図るため、平成23年度に御殿場市上水道事業第9期経営変更の認可を受けた。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

2,192,470

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> 上の山配水場築造 大子山配水場設計委託 電気設備更新 水位計、自動残留塩素計、流量計、滅菌機更新 取水ポンプ浚渫更新 	<ul style="list-style-type: none"> 大子山配水場築造 電気設備更新 水位計、自動残留塩素計、流量計、滅菌機更新 取水ポンプ浚渫更新 自家発電機更新 	<ul style="list-style-type: none"> 大子山配水場築造 茱萸沢第2、杉名沢配水池建屋耐震診断委託 水位計、自動残留塩素計、流量計、滅菌機更新 取水ポンプ浚渫更新 	
	事業費	335,000	238,000	306,000	879,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他	335,000	238,000	306,000	879,000
	一般(投資)	0	0	0	0

事業名	印野簡易水道整備事業	整理番号	5504-030
所管	環境水道部 水道工務課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成5年度 ~ 平成33年度	根拠法令・要綱等	水道法
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-5-4	施策名: 水道水の安定供給
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ	御殿場市水道事業基本計画		

●事業の内容

目的	簡易水道水の配水量の確保及び地区住民への水道水の安全確実な供給を図る。
対象	印野地区民
手段	年次計画による設備等施設の更新を行う。
成果	取水及び配水施設の整備により、水道水の安定供給が図られる。

事業の背景・住民の意向の反映	平成5年度の事業変更認可及び平成13年度に策定した御殿場市水道事業基本計画に基づき配水量の安定化のため事業を実施する。
----------------	---

見直し改善の経過	平成12～13年度に御殿場市上水道事業の現状を踏まえて、安全で良質な水道水を安定的に供給するための施策を検討し、平成13年度に御殿場市水道事業基本計画を策定した。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> 御胎内配水場 緊急遮断弁設置 小木原工区配水場 緊急遮断弁設置設計委託 配水管布設替 L=450m 	<ul style="list-style-type: none"> 印野本村配水場 緊急遮断弁設置 小木原第1配水場 水位計更新 配水管布設替 L=450m 	<ul style="list-style-type: none"> 小木原工区配水場 緊急遮断弁設置 小木原第1配水場 流量計更新 各配水場建屋耐震診断 配水管布設替 L=450m 	
事業費		39,000	39,000	44,000	122,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰	39,000	39,000	44,000	122,000
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	0	0	0	0

事業名	企業会計移行事業	整理番号	5504-040
所管	環境水道部 水道業務課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成29年度～平成32年度	根拠法令・要綱等	
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-5-4	施策名: 水道水の安定供給
	関連施策:	7-5-4	施策名: わかりやすい財政状況の公表
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	簡易水道事業について、地方公営企業法を適用した企業会計方式へ移行することで経営状況の透明性を向上させ、健全な簡易水道経営が行われるようにする。
対象	御殿場市簡易水道事業
手段	業務委託により資産の調査・評価、システムの構築を行う。また、条例・規則の整備などの法適化に伴う事務手続き等を実施する。
成果	事業の財政状況や経営状況について明確な説明が可能となる。また、上水道事業や工業用水道事業と同じ会計処理方法となり、事務が円滑になる。

事業の背景・住民の意向の反映	平成27年1月の総務省からの通達により、人口3万人以上の市町村の簡易水道事業は、平成32年度までに公営企業会計に基づいたものに移行することになっている。
----------------	--

見直し改善の経過	
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

24,500

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		基本計画策定及び固定資産調査・評価	固定資産調査・評価及びシステム構築準備	システム構築・移行事務	
事業費		7,000	5,000	10,000	22,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰	7,000	5,000	10,000	22,000
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	0	0	0	0

事業名	下水道管渠整備事業	整理番号	5506-010
所管	環境水道部 下水道課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	昭和63年度～	根拠法令・要綱等	下水道法
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-5-6	施策名: 公共下水道の整備
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ	御殿場市公共下水道事業計画		

●事業の内容

目的	市街地における生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る。
対象	御殿場市下水道整備構想エリアマップにおいて公共下水道で整備する区域
手段	御殿場処理区事業認可区域 648haの下水道管渠工事を実施する。
成果	生活環境の改善、自然環境の保全が図られる。

事業の背景・住民の意向の反映	御殿場処理区は平成18年度に4期 139haを追加し、事業認可区域 648haを5期の事業期間変更内に完了するように整備中。 下水道整備を要望している市民も多く、早期完成が必要である。
----------------	---

見直し改善の経過	御殿場処理区全体計画 892haのうち、1期事業区 109ha、2期事業区 280ha、3期事業区 120ha、4期事業区 139haを事業認可区域・5期事業認可で事業期間の変更を行い整備を実施している。
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		管渠工事L=2.5km A=10ha 御殿場、西田中、北久原、 栢ノ木地先	管渠工事L=2.5km A=10ha 御殿場、西田中、北久原、 栢ノ木地先	管渠工事L=2.6km A=12ha 御殿場、西田中、北久原、 栢ノ木、萩原地先	
	事業費	358,000	358,000	380,000	1,096,000
財源内訳	国補	90,000	90,000	101,850	281,850
	防衛				0
	県補				0
	市債	259,000	259,000	268,900	786,900
	財繰				0
	負担	9,000	9,000	9,250	27,250
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	0	0	0	0

事業名	御殿場市公共下水道整備のための計画策定事業	整理番号	5506-020
所管	環境水道部 下水道課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成28年度～平成29年度	根拠法令・要綱等	下水道法・持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-5-6	施策名: 公共下水道の整備
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ	御殿場市公共下水道事業計画(H25)、御殿場市公共下水道全体計画(H28予定)、御殿場市生活排水処理基本計画(H28.3)		

●事業の内容

目的	県の作成した上位計画との適合、従来計画の更新と法改正に伴う内容の変更、国からの通知があった污水处理施設の10年程度での概成を行うため各計画を作成する。
対象	市内全域
手段	業務委託により、効率的な事業管理計画・污水处理施設整備構想を策定する。
成果	将来の人口予測、現状の水使用状況等、諸元を見直すことにより、過大な施設の建設を抑制することができる。また、下水道事業に関わる様々な経費を一元に管理することにより、今後の適正な事業量を把握することができる。 経済比較を基本とした適正な污水处理システムに、中期(10年程度)という目標を掲げ、早期な未整備地区の解消を成果とする。

事業の背景・住民の意向の反映	平成27年度において、上位計画にあたる狩野川流域総合計画が変更となるため、下水道法改正による位置づけ、事業評価による計画目標への反映を行う。
----------------	--

見直し改善の経過	下水道全体計画(平成29年3月予定)・下水道事業計画(平成26年3月)・御殿場市生活排水処理基本計画(平成28年3月)
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

33,000

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	事業管理計画策定				
	污水处理施設整備構想				
事業費		18,000			18,000
財源内訳	国補	9,000			9,000
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	9,000	0	0	9,000

事業名	浄化槽設置事業	整理番号	5507-010
所管	環境水道部 下水道課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成元年度～	根拠法令・要綱等	浄化槽法・御殿場市浄化槽設置事業補助金交付要綱
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-5-7	施策名: 合併処理浄化槽の普及
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ	御殿場市生活排水処理基本計画(H28.3)、御殿場市地域循環型社会形成推進地域計画(H26.11)		

●事業の内容

目的	生活排水による公共用水域等の水質汚濁を防止するため。
対象	農業集落排水区域内又は公設浄化槽整備事業特定地域内の受益者を除く、公共下水道事業認可区域外に住宅の用途のために10人槽以下の浄化槽を設置する者
手段	浄化槽の設置費用の一部を補助する。
成果	公共用水域等の水質保全に寄与する。

事業の背景・住民の意向の反映	市内には単独処理浄化槽やくみ取便槽など生活排水処理未処理世帯が多く残っている。下水道や農業集落排水など公共による汚水処理整備を行う区域以外の区域で汚水処理整備を推進し、市内の公共用水域等の水質保全を図るために行う事業として位置付けている。
----------------	---

見直し改善の経過	平成3年4月 要綱改正、平成5年5月 要綱改正、平成10年6月 要綱改正、平成12年4月 要綱改正、平成13年4月 要綱改正、平成15年5月 要綱改正、平成16年4月 要綱改正、平成19年6月 要綱改正、平成21年1月 要綱改正、平成25年3月 要綱改正、平成28年3月 要綱改正
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計	
事業内容	5人槽新築: 62基 5人槽転換: 8基 7人槽新築: 67基 7人槽転換: 18基 10人槽新築: 15基 10人槽転換: 2基 合計: 172基	5人槽新築: 62基 5人槽転換: 8基 7人槽新築: 67基 7人槽転換: 18基 10人槽新築: 15基 10人槽転換: 2基 合計: 172基	5人槽新築: 62基 5人槽転換: 8基 7人槽新築: 67基 7人槽転換: 18基 10人槽新築: 15基 10人槽転換: 2基 合計: 172基		
事業費	26,000	26,000	26,000	78,000	
財源内訳	国補	8,666	8,666	8,666	25,998
	防衛				0
	県補	3,188	3,048	2,909	9,145
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他	2,000	2,000	2,000	6,000
一般	12,146	12,286	12,425	36,857	
(投資)				0	

事業名	公設浄化槽整備事業	整理番号	5507-020
所管	環境水道部 下水道課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成22年度～	根拠法令・要綱等	御殿場市公設浄化槽の整備等に関する条例 他
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-5-7	施策名: 合併処理浄化槽の普及
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ	御殿場市地域循環社会形成推進地域計画(H26.11)、御殿場市生活排水処理基本計画(H28.3)、御殿場市公設浄化槽整備事業実施計画(H24.3)		

●事業の内容

目的	市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上、公共水域の水質保全を図るため。
対象	「特定地域」に居住する者で、専用住宅に合併処理浄化槽の設置を希望する者
手段	浄化槽の設置を希望する者の申請等に基づき、市が浄化槽の整備を行う。
成果	「特定地域」及び下流域における河川水質の改善及び流量の確保、その他の水環境の保全が図られる。

事業の背景・住民の意向の反映	市内には単独処理浄化槽やくみ取便槽など生活排水処理未処理世帯が多く残っている。下水道や農業集落排水などの集合処理により汚水処理整備を行う区域以外の区域で、市内の上流部などの汚水処理整備の推進が特に重要になる地域について、市が設置主体となり浄化槽を整備していくことへの市民の関心が高まっている。 事業実施前の平成23年度に対象区域の住民に対してアンケートを実施した。
----------------	---

見直し改善の経過	平成28年度より、事業の進捗速度の増加、効率的で質の高いサービスによる事業実施を目指し、PFI手法導入についての調査を行う。
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	浄化槽設置工事	45基	45基	50基	
	・5人槽:13基 ・7人槽:23基 ・10人槽:9基 ・その他(設計等)		・5人槽:13基 ・7人槽:23基 ・10人槽:9基 ・その他(設計等)	・5人槽:18基 ・7人槽:25基 ・10人槽:7基 ・その他(設計等)	
事業費		51,000	51,000	55,000	157,000
財源内訳	国補	16,439	16,439	17,670	50,548
	防衛				0
	県補	2,765	2,765	2,973	8,503
	市債				0
	財繰				0
	負担	4,638	4,638	4,989	14,265
	小山				0
	寄付				0
	その他	27,158	27,158	29,368	83,684
	一般(投資)	0	0	0	0

事業名	御殿場浄化センター機器修繕事業	整理番号	5508-010
所管	環境水道部 下水道課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成19年度～	根拠法令・要綱等	地方公営企業法
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-5-8	施策名: 汚水処理施設の拡充・維持管理
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	浄化センターの機器設備の老朽化に伴い、修繕・更新を行うことで延命化を図り、安全かつ効率的な維持管理を行う。
対象	御殿場浄化センター施設
手段	処理施設や設備機器の台帳の中から、老朽化(健全度)等の調査を行い、長寿命化計画に基づき順次修繕・更新等を行う。
成果	重要度が高く高額な中央監視設備や汚泥脱水機等の修繕・更新を行い、安全かつ効率的な維持管理ができる。

事業の背景・住民の意向の反映	平成6年に供用開始して以来20年が経過しており、設備などの更新時期が来ている。これまで機器の累積稼働時間などを考慮し点検や修繕を行っているが、長寿命化計画に基づき実施することで、事故の未然防止や効率的な維持管理が図れる。
----------------	--

見直し改善の経過	平成28年度社会資本整備事業に関する申請マニュアルの改正があり、長寿命化計画事業がストックマネジメント計画に改正され、下水道施設全体の計画策定が必要となった。電気・機械設備は耐用年数が経過しており、安全・安心で効率的に管理するためには改築更新の必要がある。その費用は多額であり、他の施設を含めて健全度及び経営計画を含めたストックマネジメント計画を策定することで国の補助で実施できる。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	管理棟機械・電気設備更新実施設計		<ul style="list-style-type: none"> ・ストックマネジメント計画策定事業(浄化センター全体計画、ポンプ場全体計画) ・管理棟機械・電気設備更新工事 ・電気機器点検修繕(非常用バッテリー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックマネジメント計画策定事業(浄化センター実施計画) ・管理棟機械・電気設備更新工事 ・沈砂池棟機械・電気設備更新実施設計 	
	ポンプ機器点検修繕(返送汚泥)				
事業費		20,000	80,000	111,000	211,000
財源内訳	国補	8,500	38,050	58,500	105,050
	防衛				0
	県補				0
	市債	8,000	4,700	32,700	45,400
	財繰	575	2,097	2,625	5,297
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般	2,925	35,153	17,175	55,253
(投資)	2,850	4,750		7,600	

事業名	御殿場浄化センター耐震化事業	整理番号	5508-040
所管	環境水道部 下水道課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成28年度～平成36年度	根拠法令・要綱等	地方公営企業法
基本計画における位置づけ	施策番号:	5-5-8	施策名: 汚水処理施設の拡充・維持管理
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	御殿場浄化センターの各施設の耐震化を図り、安定的な下水処理を行う。
対象	御殿場浄化センター施設
手段	下水道総合地震計画を策定し、各施設の耐震診断を行い、計画的に順次耐震化工事を行う。
成果	大地震による被害を最小限に抑え、下水処理機能を維持していく。

事業の背景・住民の意向の反映	浄化センター施設は兵庫県南部地震以前の耐震基準で設計されており、平成10年の改定基準に定めるレベル2地震動を想定していない。周辺住民の求める安定的な水処理を災害時でも維持するため、下水道総合地震対策計画の策定が必要となり、各施設の耐震診断及び計画策定を行い、計画に基づく耐震工事を速やかに実施していく。
----------------	---

見直し改善の経過	社会資本整備事業の基幹事業の一つであり、平成25年度より5年間以内に、原則として計画期間5年以内の下水道総合地震対策計画の策定が求められており、速やかな計画の策定及び耐震工事の実施が必要となる。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

554,000

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		・沈砂池棟耐震診断 ・下水道総合地震対策計画 ・管理棟耐震工事実施設計	・管理棟耐震化工事 ・管理棟電気設備耐震化工事 ・水処理施設耐震診断	・管理棟耐震化工事 ・管理棟電気設備耐震化工事	
事業費		44,000	59,000	63,000	166,000
財源内訳	国補	22,000	31,500	33,500	87,000
	防衛				0
	県補				0
	市債	7,600	17,100	28,000	52,700
	財繰	1,100	1,375	1,475	3,950
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	13,300	9,025	25	22,350
	13,300	9,025	25	22,350	